

第1章 総 則	
<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、ニセコ町（以下「町」という。）、北海道（以下「道」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、ニセコ町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p>	<p>「住民等」の定義</p>
<p>第2節 計画の性格</p> <p>この計画は、災対法第42条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画等の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき、作成するものである。</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要があると認められるものについては、住民等への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。</p>	<p>指針の法制化</p> <p>マニュアル、道計画による</p>
<p>第3節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、<u>いったん放射性物質が拡散すると広範囲に長期間に影響がおよぶなどの特殊性を有していることから、災害に対処するためには放射線等に関する正確な知識を身につけることが必要である。とすることなどの特殊性を有している。</u></p> <p>本計画においては、このような原子力災害の特殊性及び被害の重大性にかんがみ、<u>住民の命と生活の確保、安心安全を第一に避難計画を作成する。</u></p> <p><u>そのため、迅速かつ的確に、事故や周辺環境の情報収集・伝達・共有に努め、地域の地理的、気象的な特徴を事前に把握し、放射線拡散シミュレーション等</u></p>	<p>行政機能確保、住民自治確保、地域特性</p>

<p>の科学的な成果を活用し、災害後の行政機能の継続性や確保、住民自治の確保方法などにも配慮した計画とする。地域特性及び科学的な見地からの避難、災害情報の共有、</p>	
<p>また、住民等への原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、資機材の整備、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど、所要の措置を定めるものとする。</p> <p>なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、町の地域防災計画本編に基づき運用するものとする。</p>	
<p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p>	<p>マニュアル、道計画</p>
<p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、原子力災害対策指針により、泊発電所を中心に、<u>目安</u>として半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とされている。</p>	<p>による 指針、道計画による</p>
<p>また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とされている。</p>	<p>道計画による</p>
<p>これらの考え方を踏まえ、泊発電所から半径30キロメートル圏に<u>含まれる</u>本町においては、30キロメートル圏外も含めた町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とする。</p>	<p>「関係町村」の定義 町の実情を記載</p>
<p>泊発電所施設の状況及び周辺地域図 （資料1-4-1）</p>	
<p>第5節 原子力災害に至らない事故への対応</p>	
<p>町は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、道が行っている放射性線監視体制や「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」（以下「安全確認協定」という。）第10条に定める原子力事業者からの異常時における連絡に際し、道及び原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、住民等へ適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書 （資料1-5-1）</p>	
<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
<p>原子力防災に関して、町、羊蹄山ろく消防組合、道、倶知安警察署並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p>	

1 町	事務又は業務
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 防災資機材の整備に関すること (6) 防災対策資料の整備に関すること (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること (8) 原子力災害警戒本部の設置に関すること (9) 災害対策本部の設置に関すること (10) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に対する協力に関すること (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (12) 住民等の屋内退避・コンクリート屋内退避又は避難（以下「避難等」という。）及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること (13) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること (14) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること (16) 各種制限措置の解除に関すること (17) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (18) 業務継続計画の作成、運用に関すること
	2 ニセコ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）
	事務又は業務
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線等に係る児童生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること (2) 退避等に係る公立学校施設等の使用に関すること
	3 羊蹄山ろく消防組合
	事務又は業務
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等に対する広報及び退避等に関すること (2) 傷病者の救急搬送に関すること (3) 消防職（団）員に対する原子力防災の教育訓練に関すること (4) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防災対策を講ずべき区域の消防対策に関すること

4 北海道

事務又は業務

- (1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
- (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること
- (3) 原子力防災訓練の実施に関すること
- (4) 通信連絡設備の整備に関すること
- (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること
- (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること
- (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること
- (8) 防災資機材の整備に関すること
- (9) 防災対策資料の整備に関すること
- (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること
- (11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること
- (12) 災害対策本部の設置に関すること
- (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること
- (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること
- (15) 緊急時モニタリングに関すること
- (16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
- (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること
- (18) 緊急被ばく医療活動に関すること
- (19) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること
- (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること
- (21) 各種制限措置の解除に関すること
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること
- (23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること

5 北海道警察札幌方面倶知安警察署（以下「倶知安警察署」という。）

事務又は業務

- (1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること
- (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること
- (3) 関係町村内の防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること

6 指定地方行政機関	
機関等の名称	事務又は業務
小樽開発建設部 倶知安開発事務 所	(1) 国道の通行確保に関すること
札幌管区气象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること
7 自衛隊	
機関等の名称	事務又は業務
陸上自衛隊北部 方面隊 <u>倶知安駐 屯地</u>	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること (2) 被害状況等の把握に関すること (3) 避難の救助に関すること (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること (5) 消防活動に関すること (6) 救護に関すること (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること (8) スクリーニング及び除染に関すること (9) その他（生活支援等）
8 指定公共機関	
機関等の名称	事務又は業務
日本 <u>郵便郵政</u> 株 式会社北海道支 社 <u>倶知安郵便局</u>	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること (2) <u>郵便物</u> の非常取扱に関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関するこ と
北海道旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道株 式会社北海道支 社	(1) 原子力災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関 すること (2) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送に関するこ と
東日本電信電話 株式会北海道支 店 <u>設備部災害対策 室</u>	(1) 原子力災害時における電気通信の確保に関すること
日本通運株式会 社札幌支店	原子力災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関す ること

9 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務
羊蹄医師会	(1) 緊急時における一般傷病者に対する医療活動に関する こと
社団法人北海道 トラック協会 各地区トラック 協会	(1) 原子力災害時における緊急物資及び災害対策用資材等 の緊急輸送に係わること
<u>一般</u> 社団法人北 海道警備業協会	(1) 原子力災害時における交通誘導業務及び避難所の警備 等に関すること

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務
ようてい農業協 同組合	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関するこ と (2) 災害情報の伝達に関すること
ようてい森林組 合	(1) 災害時における森林災害の予防、応急対策に関すること
ニセコ町商工会	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関するこ と (2) 災害情報の伝達に関すること
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること

11 原子力事業者

機関等の名称	事務又は業務
北海道電力株式 会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること (2) 泊発電所の災害予防に関すること (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関するこ と (8) 防災資機材の整備に関すること (9) 防災対策資料の整備に関すること (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること (11) 関係町村、道及び防災関係機関が実施する防災対策に 対する協力に関すること (12) 汚染の除去等に関すること (13) 災害復旧に関すること (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること